

第110回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2024年6月27日(木曜日)
午前10時(受付開始：午前9時)

開催場所 山口県宇部市大字沖宇部5253番地
当社本店(宇部工場)

決議事項 議案 取締役8名選任の件

行使期限 郵送及びインターネット等による議決権行使期限
2024年6月26日(水曜日)午後5時30分まで

目次

第110回 定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	7
事業報告	13
連結計算書類	32
計算書類	35
監査報告書	38

株主総会ご出席株主様へのお土産の配布は取りやめております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

セントラル硝子株式会社

証券コード 4044

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社第110回定時株主総会を2024年6月27日（木曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当社グループは、2030年のありたい姿を「VISION2030」として掲げ、その実現に向け、グループ一丸となって取り組んでおります。

また、5月に開示しました「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」の通り、当社の成長性を株主の皆様にご理解いただくための施策を策定しており、着実に実行してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2024年6月

代表取締役 社長執行役員

前田 一彦



VISION 2030

ありたい姿

サステナブルな社会の実現に寄与する
「スペシャリティ・マテリアルズ・カンパニー」になる

数値目標

営業利益

200億円

(過去最高益)

ROE

10%以上

事業戦略

スペシャリティ製品の拡大

- 新たな価値創造
- ビジネスモデルの創造

エッセンシャル製品の強化

- 収益力の強化
- 高付加価値化

ポートフォリオの最適化

人的資本経営の推進

- ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの推進
- エンゲージメントの向上
- 健康経営の推進

環境課題の対応

- GHG削減への取組み
- 循環型社会の実現への取組み
- 環境負荷低減への取組み

デジタル活用の推進

- オペレーションの効率化
- 経営基盤の高度化
- DXIに向けたデジタル人材育成

ESG経営による事業基盤強化

株主各位

(証券コード 4044)
2024年6月7日
(電子提供措置の開始日)2024年5月29日
山口県宇部市大字沖宇部5253番地

セントラル硝子株式会社
代表取締役 社長執行役員 前田 一彦

第110回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第110回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第110回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.cgco.co.jp/ir/stockinfo/generalmeeting.html>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、銘柄名(セントラル硝子)又は証券コード(4044)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、事前に書面又はインターネット等によって議決権を行使いただけますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、2024年6月26日(水曜日)午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【インターネット等による議決権行使の場合】

5頁記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

【郵送による議決権行使の場合】

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

開催日時

2024年6月27日(木曜日)午前10時
(受付開始:午前9時)

開催場所

山口県宇部市大字沖宇部5253番地
当社本店(宇部工場)

報告事項

1. 第110期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第110期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

議案 取締役8名選任の件

招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- (1)書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書面において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネット等と書面の両方で議決権行使をされた場合は、最後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と書面による議決権行使が同日にされた場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ・電子提供措置事項のうち、「業務の適正を確保するための体制」、「会社の支配に関する基本方針」、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、株主様へご送付している書面には記載しておりません。
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- ・配当金のお支払について
当社は、定款の規定により、2024年5月24日開催の取締役会におきまして、第110期事業年度の期末配当金を、同年6月10日を支払開始日として、1株につき101円50銭と決議いたしました。これにより当期の年間配当金は、中間配当金57円50銭を含めまして、1株につき159円となります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年6月27日(木曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月26日(水曜日)
午後5時30分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月26日(水曜日)
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

0000 御中

××××年 ×月××日

00000000

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

(議決権印)

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

00000000

こちらに議案の賛否をご記入ください。

議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

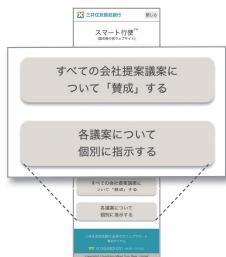
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ移動できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

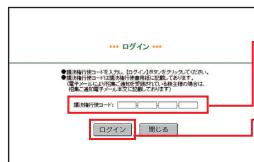
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

「次へ」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、最後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031(フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家のみなさまは、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

(ご参考)議案のポイント

議案 取締役8名選任の件

取締役全員（9名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位、担当及び重要な兼職の状況
1 再任	しみず ただし 清水 正 男性	代表取締役 会長
2 再任	まえだ かずひこ 前田 一彦 男性	代表取締役 社長執行役員 〔人事部、キャリア・クリエーション・センター、安全保障貿易管理委員会 担当〕
3 再任	いしい あさひろ 石井 章央 男性	取締役 常務執行役員 〔化成品技術企画部、知的財産部、基盤化学研究所、機能化学研究所、New-STEP研究所、化成品生産技術センター 担当〕
4 再任	あかまつ よしのり 赤松 佳則 男性	取締役 常務執行役員 〔素材化学品営業部、医療化学品営業部、化成品事業管理部、アグリ事業管理部 担当〕
5 新任	かない てつお 金井 哲男 男性	常務執行役員 〔経営管理室、コーポレート・コミュニケーション部、法務部、経理部、情報システム部、独占禁止法遵守委員会、財務報告リスク評価委員会、コンプライアンス推進委員会、サステナビリティ委員会 担当〕
6 再任 社外 独立	にしで てつお 西出 徹雄 男性	社外取締役
7 再任 社外 独立	かわた まさや 河田 正也 男性	社外取締役 〔重要な兼職の状況〕 明治ホールディングス㈱社外取締役
8 新任 社外 独立	いしはら しおり 石原 詩織 女性	社外取締役 〔重要な兼職の状況〕 弁護士 あさひ法律事務所 パートナー

再任：再任取締役候補者

新任：新任取締役候補者

社外：社外取締役候補者

独立：証券取引所届出独立役員

※本議案が承認された場合の体制

株主総会参考書類

議案 取締役8名選任の件

取締役全員（9名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

再任

しみず ただし
清水 正

(1955年4月1日生)



取締役在任期間 **12年** (本総会終結時)
 所有する当社株式の数 **30,600株**
 取締役会への出席状況 **15/15回** (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年 4月 当社入社
 2005年10月 当社国際部長
 2010年10月 当社人事部長
 2011年 6月 当社執行役員 人事部長
 2012年 6月 当社取締役 常務執行役員 人事部長
 2013年 6月 当社取締役 常務執行役員
 2015年 6月 当社代表取締役 専務執行役員 国際部長
 2016年 6月 当社代表取締役 専務執行役員
 2017年 6月 当社代表取締役 社長執行役員
 2023年 6月 当社代表取締役 会長(現任)

取締役候補者とした理由

2023年より代表取締役会長を務めており、当社グループの事業全般において幅広い見識を有するとともに、経営者として豊富な経験を有しております。この経験を活かし、当社グループの重要事項の決定及び業務執行の監督に対して十分な役割を果たせる人材であり、当社グループの更なる発展に貢献することが期待できるため、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号

2

再任

まえだ かずひこ
前田 一彦

(1959年11月25日生)



取締役在任期間 **9年** (本総会終結時)
 所有する当社株式の数 **5,900株**
 取締役会への出席状況 **15/15回** (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4月 当社入社
 2006年 6月 当社化成品事業企画室長
 2009年10月 当社化成品事業企画部長
 2012年10月 当社エネルギー材料営業部長
 2014年 6月 当社執行役員 エネルギー材料営業部長
 2015年 6月 当社取締役 常務執行役員
 2021年 6月 当社代表取締役 専務執行役員
 2022年 6月 当社代表取締役 副社長執行役員
 2023年 6月 当社代表取締役 社長執行役員(現任)

[人事部、キャリア・クリエーション・センター、安全保障貿易管理委員会 担当]

取締役候補者とした理由

2023年より代表取締役社長執行役員を務めており、当社グループの事業全般において幅広い見識を有するとともに、経営者として豊富な経験を有しております。この経験を活かし、当社グループの重要事項の決定及び業務執行の監督に対して十分な役割を果たせる人材であり、当社グループの更なる発展に貢献することが期待できるため、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号

3

再任

いし い あきひろ
石井 章央
(1962年3月23日生)



取締役在任期間 1年 (本総会終結時)
所有する当社株式の数 3,500株
取締役会への出席状況 15/15回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年 4月 当社入社
2016年 9月 当社化学研究所長
2019年 6月 当社執行役員 化学研究所長
2021年 6月 当社常務執行役員 化学研究所長
2022年 7月 当社常務執行役員
2023年 6月 当社取締役 常務執行役員(現任)

[化成品技術企画部、知的財産部、基盤化学研究所、機能化学研究所、New-STEP研究所、化成品生産技術センター 担当]

取締役候補者とした理由

研究部門を主とした豊富な経験に加え、関連部門を含めた幅広い見識を有するとともに、2023年より取締役常務執行役員を務めております。この経験を活かし、当社グループの重要事項の決定及び業務執行の監督に対して十分な役割を果たせる人材であり、当社グループの更なる発展に貢献することが期待できるため、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号

4

再任

あかまつ よしのり
赤松 佳則
(1964年1月15日生)



取締役在任期間 1年 (本総会終結時)
所有する当社株式の数 1,900株
取締役会への出席状況 15/15回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年 4月 当社入社
2021年 4月 当社化成品営業部長
2022年 4月 当社執行役員 化成品営業部長
2022年 6月 当社常務執行役員 化成品営業部長
2022年10月 当社常務執行役員
2023年 6月 当社取締役 常務執行役員(現任)

[素材化学品営業部、医療化学品営業部、化成品事業管理部、アグリ事業管理部 担当]

取締役候補者とした理由

研究部門における経験と、化成品事業の企画・営業業務を主とした豊富な経験に加え、関連部門を含めた幅広い見識を有するとともに、2023年より取締役常務執行役員を務めております。この経験を活かし、当社グループの重要事項の決定及び業務執行の監督に対して十分な役割を果たせる人材であり、当社グループの更なる発展に貢献することが期待できるため、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号

5

新任

かない てつお
金井 哲男
(1964年10月16日生)



所有する当社株式の数 **1,300株**

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年 4月 当社入社
2014年11月 当社自動車機材部長
セントラル・サンゴパン・インベストメント(株) 代表取締役
2018年 4月 カーレックガラスアメリカ, LLC CEO
カーレックスガラスルクセンブルク S.A. 取締役会長
2019年 9月 カーレックスガラスアメリカ, LLC CEO
2021年 4月 当社経営管理室長
2022年 6月 当社執行役員 経営管理室長
2023年 6月 当社常務執行役員(現任)

[経営管理室、コーポレート・コミュニケーション部、法務部、経理部、情報システム部、独占禁止法遵守委員会、財務報告リスク評価委員会、コンプライアンス推進委員会、サステナビリティ委員会 担当]

取締役候補者とした理由

管理部門を主とした豊富な経験に加え、経営管理全般に幅広い見識を有するとともに、2023年より常務執行役員を務めております。この経験を活かし、当社グループの重要事項の決定及び業務執行の監督に対して十分な役割を果たせる人材であり、当社グループの更なる発展に貢献することが期待できるため、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

6

再任

社外

独立

にしで てつお
西出 徹雄
(1950年2月22日生)



取締役在任期間 **7年** (本総会最終時)

所有する当社株式の数 **0株**

取締役会への出席状況 **15/15回** (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1975年 4月 通商産業省入省
1999年 4月 奈良先端科学技術大学院大学教授(併任)
2002年 7月 経済産業省中国経済産業局長
2004年 6月 塩ビ工業・環境協会専務理事
2007年 4月 立教大学大学院ビジネスデザイン研究科特任教授
2007年 7月 (社)日本化学工業協会専務理事
2011年 4月 (一社)日本化学工業協会専務理事
2016年 6月 (一財)化学研究評価機構理事長
2017年 6月 当社取締役(現任)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

西出氏は過去に直接経営に関与した経験はありませんが、長年にわたる行政官、大学教授及び業界団体の運営に携わった幅広い経験、見識を有しており、当社のビジネス環境や経営全般に対して、独立的な立場から十分な助言と監督を期待できると判断したため、引き続き社外取締役候補者としていたしました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

候補者番号

7

再任

社外

独立

かわた まさや
河田 正也
(1952年4月20日生)



社外取締役在任期間 **3**年 (本総会最終時)
所有する当社株式の数 **0**株
取締役会への出席状況 **14/15**回 (93%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1975年 4月 日清紡績(株)(現日清紡ホールディングス(株))入社
2006年 6月 同社 執行役員 人事本部長
2007年 4月 同社 経理本部副本部長(兼務)
2007年 6月 同社 取締役執行役員
2008年 4月 同社 事業支援センター副センター長
2009年 4月 日清紡ブレーキ(株) 代表取締役社長
2010年 6月 日清紡ホールディングス(株) 取締役常務執行役員
2011年 6月 同社 経営戦略センター副センター長、新規事業開発本部長(兼務)
日清紡ケミカル(株) 代表取締役社長
2012年 6月 日清紡ホールディングス(株) 取締役専務執行役員
日清紡メカトロニクス(株)代表取締役社長
2013年 6月 日清紡ホールディングス(株) 代表取締役社長
2019年 3月 同社 代表取締役会長
2021年 6月 当社取締役(現任)
2022年 3月 日清紡ホールディングス(株) 取締役会長

(重要な兼職の状況)

明治ホールディングス(株)社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

長年にわたる会社経営に携わった豊富な経験、見識を有しており、経営者の視点で、取締役の業務執行に対して、経営全般に関する専門的な観点から十分な助言と監督を期待できると判断したため、引き続き社外取締役候補者としていたしました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

候補者番号

8

新任

社外

独立

いしはら しおり
石原 詩織

(1986年9月13日生)



所有する当社株式の数 0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2010年 4月	日本銀行 入行
2014年12月	弁護士登録(第二東京弁護士会) あさひ法律事務所 入所
2017年 4月	フリーマン国際法律事務所 入所
2019年 9月	米国 Smith, Gambrell & Russell, LLP 入所
2020年 9月	弁護士再登録(第二東京弁護士会) あさひ法律事務所 再入所(現任)
2021年10月	米国ニューヨーク州弁護士登録
2023年 1月	あさひ法律事務所 パートナー(現任)

(重要な兼職の状況)

弁護士 あさひ法律事務所 パートナー

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

石原氏は過去に直接経営に関与した経験はありませんが、長年にわたる弁護士として企業法務に関する経験、見識を有しており、取締役の業務執行に対して、当該知見を活かして専門的な観点から十分な助言と監督を期待できると判断したため、社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。また、当社は西出徹雄、河田正也の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。石原詩織氏の選任が承認された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

2. 西出徹雄、河田正也及び石原詩織の三氏は、社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役の独立性及び選任理由

当社の社外取締役は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有する役員であり、取締役会の判断の公正性を担保、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するための役割を担う役員であります。

西出徹雄、河田正也及び石原詩織の三氏は、上記の条件を満たす方であることから、社外取締役候補者といたしました。

社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準は、具体的には以下の基準に抵触しない人物としております。

- ①当社を主要な取引先とする人物又はその業務執行者
- ②当社の主要な取引先又はその業務執行者
- ③当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント・会計専門家又は法律専門家
- ④当社の主要株主又は主要株主の業務執行者
- ⑤当社又はその子会社の業務執行者

4. 社外取締役に就任してからの年数

本株主総会終結の時をもって、西出徹雄氏は7年、河田正也氏は3年となります。

5. 責任限定契約の概要

①西出徹雄氏及び河田正也氏は、当社の社外取締役であり、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。両氏が取締役に選任され就任した場合、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

②石原詩織氏は、当社の社外取締役候補者であり、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

6. 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、株主や第三者等から損害賠償請求された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同程度の内容での更新を予定しております。

以上

【ご参考】

スキル・マトリックス

議案が原案どおり承認可決された場合には、各取締役及び各監査役の保有するスキル等の組み合わせは以下のとおりとなります。

役位区分	氏名	知識・経験・能力						
		経営	財務・会計	法務・ コンプライアンス	国際	サステナ ビリティ	営業・ マーケティング	技術・ 研究開発
取締役	清水 正	●	●	●	●			
	前田 一彦	●		●	●	●	●	●
	石井 章央	●				●		●
	赤松 佳則	●			●		●	●
	金井 哲男	●	●	●	●	●	●	
	西出 徹雄	●			●	●		●
	河田 正也	●	●		●			
	石原 詩織			●	●			
監査役	富岡 孝夫					●		●
	村田 正徳		●	●				
	西村 俊英	●	●					
	三箇山 俊文	●			●			●
	後藤 昌子		●					

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

1 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、地政学的な要因や為替相場の影響により、輸入資材を中心に物価上昇が続きましたが、企業業績の回復を背景とした設備投資の持ち直し、雇用・所得環境に改善の動きが見られるなど、緩やかな回復基調で推移しました。一方、世界経済は、長期化する欧米各国の金融引き締め影響、不動産不況に伴う中国経済の減速、ロシアのウクライナ侵攻、中東情勢の緊迫が続いており、先行きは非常に不透明な状況が続きました。

このような経済環境の下、当社グループは積極的な販売活動を展開いたしました。当期の売上高は160,339百万円と、前期比5.3%の減少となりました。

損益面につきましては、経営全般にわたる業務の効率化・合理化施策を推進してまいりましたが、経常利益は前期比3,367百万円減少の16,269百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比30,016百万円減少の12,478百万円となりました。

以下、事業別に概況をご報告いたします。

〈ガラス事業〉

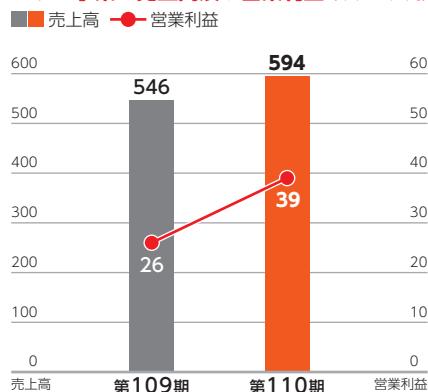
建築用ガラスにつきましては、建築需要は前期を下回る状況で推移しましたが、前期に実施しました製品価格改定の浸透により、売上高は前期を上回りました。

自動車用ガラスにつきましては、自動車メーカーの認証不正問題などによる稼働停止の影響があったものの、前期の部品供給問題による減産影響が無くなったことから、通期での販売量は回復し、原燃材料価格の高騰に対応した製品価格改定を継続して実施してきましたことから、売上高は前期を上回りました。

ガラス繊維につきましては、電材分野は需要が減少したものの、自動車分野における生産台数の回復により、売上高は前期を上回りました。

以上、ガラス事業の売上高は59,413百万円（前期比8.6%増）となり、損益につきましては3,938百万円の営業利益（前期比1,275百万円の増加）となりました。

ガラス事業 売上高及び営業利益（単位：億円）



〈化成事業〉

素材化学品につきましては、ハイドロフルオロオレフィン製品が、主要国の住宅着工件数の低迷等から発泡剤原料の販売が落ち込んだことに加え、農業関連製品が前年度末の前倒し出荷の反動により販売が減少し、売上高は前期を下回りました。

医療化学品につきましては、医薬関連製品の出荷は好調に推移しましたが、在外連結子会社の売上が低調に推移したため、売上高は前期並となりました。

電子材料につきましては、世界的な半導体の需要の底打ち、期末にかけては一部で回復が見られ、半導体向け特殊ガス製品、レジスト材料ともに販売が前期並となったことに加え、在外販売子会社1社を連結した影響もあり、売上高は前期を上回りました。

エネルギー材料につきましては、中国、欧州におけるEV市場の成長鈍化と競合の激化により、リチウムイオン電池用電解液製品の販売が減少したため、売上高は前期を下回りました。

肥料につきましては、流通在庫の荷動きの鈍化や、6月・11月の価格値下げによる買い控えの影響から、売上高は前期を下回りました。

以上、化成事業の売上高は100,926百万円（前期比12.0%減）となり、損益につきましては10,588百万円の営業利益（前期比3,506百万円の減少）となりました。

化成事業 売上高及び営業利益（単位：億円）



2 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、電子材料製品パイロットプラントなどを中心に設備投資を行い、合計で6,147百万円の設備投資を実施いたしました。

■ 当連結会計年度完成の主要な設備

電子材料製品パイロットプラント 新設 (化成品生産技術センター)

3 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、借入金、社債及び自己資金により賄っております。
なお、当連結会計年度末の有利子負債残高は、前期比12,243百万円減の53,310百万円となりました。

4 重要な企業再編等の状況

当社は、2023年4月1日に、当社が営む板ガラス及び関連製品の製造加工及び販売事業を、当社の完全子会社でありますセントラル硝子プロダクツ株式会社に承継させる簡易吸収分割を実施いたしました。

5 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、ロシアのウクライナ侵攻、中東情勢などの地政学リスクや各国の金融政策の変更がもたらす、原燃材料価格、為替相場や景気動向への影響など、当社グループを取り巻く環境は今後も不透明な状況が続くものと思われまます。

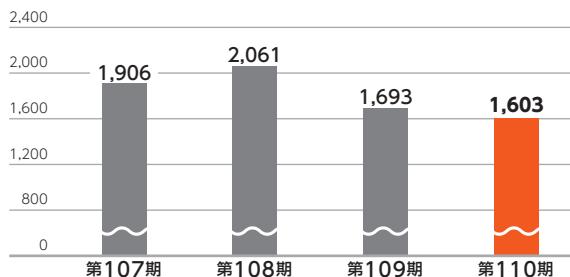
当社グループといたしましては、生産販売体制の強化と原価低減の推進など経営全般にわたる効率化を継続して進め、中期経営計画で基本方針としている研究開発及び技術開発の強化と成長分野へ経営資源を重点的に投入することにより、グループ企業力の強化に努めて参ります。

なお、東京証券取引所による「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」の要請につきまして、当社グループのPBR1倍割れが続いている原因は、特に10倍以下で推移しているPERの低さが大きいと現状認識しております。2024年5月10日付「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」の通り、PER改善のために当社グループの成長性を株主の皆様にご理解いただくための施策を策定しており、今後、それらを着実に実行していくことで、PBRは改善に向かうものと考えております。

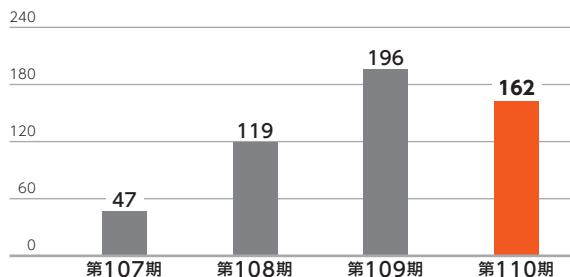
6 財産及び損益の状況

区分	第107期 (2021年3月期)	第108期 (2022年3月期)	第109期 (2023年3月期)	第110期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売上高(億円)	1,906	2,061	1,693	1,603
経常利益(億円)	47	119	196	162
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)(億円)	12	△398	424	124
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	30.40	△984.58	1,222.21	503.55
純資産(億円)	1,690	1,300	1,078	1,200
1株当たり純資産額(円)	4,091.41	3,115.69	4,176.04	4,637.42
総資産(億円)	2,849	2,906	2,210	2,144

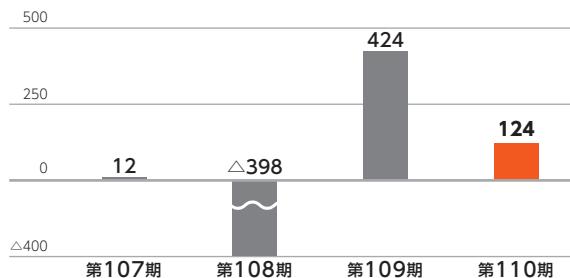
売上高 (単位：億円)



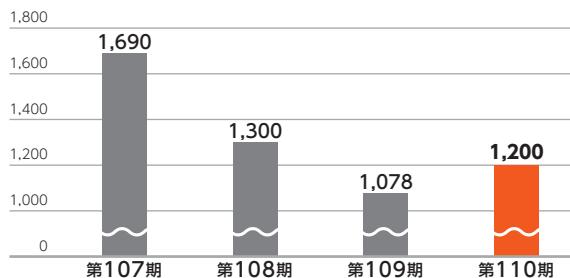
経常利益 (単位：億円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：億円)



純資産 (単位：億円)



7 重要な子会社の状況(2024年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
セントラル硝子プロダクツ(株)	100 <small>百万円</small>	100.0 %	建築用・自動車用ガラス製品の製造・加工・販売
セントラル化成(株)	310	100.0	被覆肥料、塩安、化成肥料及びその関連製品の製造、加工、販売
(株)東商セントラル	30	100.0	各種物資の販売、保険代理業、貨物運送業、包装荷役
セントラル硝子販売(株)	200	100.0	建築、住宅用ガラスの加工、卸、販売、施工
セントラルグラスファイバー(株)	375	100.0	ガラス長繊維、ガラス短繊維及びその関連製品の製造、加工、販売
セントラル・サンゴバン(株)	301	65.0	自動車用加工ガラス及びその他ガラス製品の購入、販売、輸出入
セントラルガラスチェコs.r.o.	20,000 <small>千チェコ コルナ</small>	100.0	リチウムイオン電池用電解液の製造、販売
浙江中硝康鵬化学有限公司	115,092 <small>千元</small>	60.0	リチウムイオン電池用電解液及びフッ素ケミカルの製造、販売
ジェイセル(株)	11,500 <small>百万 ウォン</small>	65.0	リチウムイオン電池用電解液の製造、販売及び技術サービスの提供
基佳電子材料股份有限公司	50,000 <small>千新台湾 ドル</small>	71.5	情報・電子産業用特殊ガス製品及び化学品の販売

(注) 1. 議決権比率欄は、当社保有割合及び子会社が保有する間接保有割合の合計を記載しております。

2. 重要な子会社は、主に総資産の基準により選定しております。

8 主要な事業内容

● ガラス事業

建築用ガラス

フロート板ガラス、型板ガラス、網入板ガラス、熱線反射ガラス、加工ガラス(エコガラス、複層ガラス、防災安全合わせガラス、防犯ガラス、合わせガラス、強化ガラス、防火用強化ガラス)、鏡、防曇鏡、装飾ガラス

日本国内の建築、住宅産業向けを主として、スタンダードな製品から高機能、特殊用途まで、多様なガラス製品を提供しています。特に安全で安心な住環境と、環境負荷の軽減・省エネルギー化を主眼とした製品の拡充を進めております。

自動車用ガラス

赤外線カットガラス、紫外線カットガラス、アンテナ付きガラス、プライバシーガラス、モジュールガラス、遮音ガラス、熱線付きガラス、ヘッドアップディスプレイ用ガラス、各種安全ガラス

国内の主要な自動車メーカーに安全性、快適性、デザイン性が高く最新の技術動向に対応した高品質で多様な製品を提供しております。

ガラス繊維

ロービング、チョップドストランド、チョップドストランドマット、ミルドファイバー、ゴム補強用ガラスコード、車両用グラスウール

長繊維(グラスファイバー)と短繊維(グラスウール)の両分野の製品を提供しています。自動車関連用途、電子材料用途等を中心として、特殊な素材・製品の展開に注力しております。

● 化成品事業

素材化学品

ハイドロフルオロオレフィン、農薬原体・中間体、有機フッ素化学品、フッ化水素酸、ポリ塩化アルミニウム

環境性能に優れた次世代発泡剤、溶剤のハイドロフルオロオレフィン製品をはじめ、農薬原体・中間体、モノマー等、各種産業の基礎材料となる有機・無機化学製品を提供しております。

医療化学品

医薬品原薬・中間体、医療・医薬品向け化学品

世界中の手術室で使用されている吸入麻酔薬原薬をはじめとする医薬品原薬・中間体、医療・医薬品向け化学品を提供しております。

電子材料

半導体プロセス用高純度ガス、PK剤、レジスト材料

当社が世界に先駆けて開発した半導体製造装置用クリーニングガス、環境負荷の少ない次世代エッチングガス、半導体回路パターン倒壊防止剤(パターンキーパー)等を提供しております。

エネルギー材料

リチウムイオン電池用電解液、添加剤

電池の出力特性向上や長寿命化に高い効果を持つ当社独自添加剤を使用した機能性電解液を提供しており、電気自動車などの大型リチウムイオン電池に使用されております。

肥料

被覆肥料、塩加磷安、NK化成、塩安、有機化成

省力・労力軽減・低コストに貢献する被覆肥料を中心に、主に水稲用肥料を提供しております。

9 主要な事業所(2024年3月31日現在)

(1)当 社

名 称	所在地	名 称	所在地
本社	東京都	基盤化学研究所	埼玉県
宇部工場	山口県	機能化学研究所	山口県
川崎工場	神奈川県	New-STEP研究所	埼玉県

(2)子会社

名 称	所在地	名 称	所在地
セントラル硝子プロダクツ(株)	三重県	セントラル・サンゴバン(株)	東京都
セントラル化成(株)	東京都	セントラルガラスチェコス.r.o.	チェコ
(株)東商セントラル	東京都	浙江中硝康鵬化学有限公司	中国
セントラル硝子販売(株)	東京都	ジェイセル(株)	韓国
セントラルグラスファイバー(株)	三重県	基佳電子材料股份有限公司	台湾

10 従業員の状況(2024年3月31日現在)

事業部門	従業員数
ガラス事業	1,333名
化成品事業	1,981名
合計	3,314名

11 主要な借入先の状況(2024年3月31日現在)

借入先	借入残高(億円)	借入先	借入残高(億円)
シンジケートローン	80	(株)山口銀行	22
(株)みずほ銀行	76	農林中央金庫	22
(株)三井住友銀行	70	三井住友信託銀行(株)	20

(注) シンジケートローンは、(株)みずほ銀行をエージェントとする協調融資によるものであります。

12 その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社の現況

1 株式の状況(2024年3月31日現在)

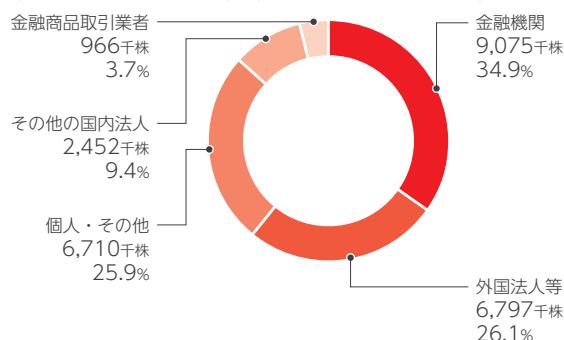
(1)発行可能株式総数 171,903,980株

(2)発行済株式の総数 26,000,000株
(自己株式712,884株を含む)

(3)株主数 13,817名

株式分布状況

(所有者別株式数比率) (2024年3月31日時点)



(4)大株主(上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	2,643	10.46
(株)日本カストディ銀行(信託口)	1,886	7.46
みずほ信託銀行(株) 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 (株)日本カストディ銀行	1,000	3.95
(株)山口銀行	640	2.53
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	548	2.17
CG取引先持株会	539	2.13
CG協力会社持株会	534	2.11
日本マスタートラスト信託銀行(株)(退職給付信託口・山口銀行口)	447	1.77
日本生命保険相互会社(株)	386	1.53
(株)日本カストディ銀行(三井住友信託銀行退職給付信託口)	378	1.49

(注) 1. 当社は、自己株式を712,884株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

【ご参考】保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

政策保有上場株式の縮減に関する当社方針

当社は、政策保有上場株式についてその保有目的が適切か、及び、その保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を個別銘柄ごとに検証し、当社の中長期的な企業価値の向上に資さない銘柄は売却を検討し、縮減を進めております。ただし、提携関係、取引関係、事業上の関係の維持・強化の観点等から、経営戦略やリスクへの対応等の非財務面での状況も総合的に勘案し、当社の中長期的な企業価値の向上に資する上場株式については保有していく方針としております。

保有状況

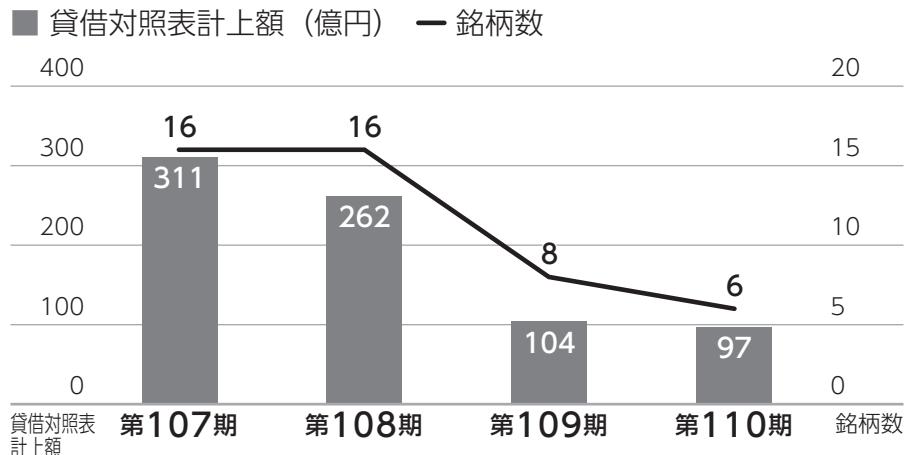
2024年3月末時点で当社が保有する政策保有株式は22銘柄、98億円（上場株6銘柄 97億円、非上場株16銘柄 1億円）、連結純資産に占める割合は約8.2%となります。

保有状況の推移は以下図表の通りです。

当社が純投資目的以外の目的で保有する株式の銘柄数および貸借対照表計上額

	第107期 (2020年度)	第108期 (2021年度)	第109期 (2022年度)	第110期 (2023年度)
銘柄数	43	40	31	22
うち上場株式の銘柄数	16	16	8	6
①貸借対照表計上額(億円)	319	271	106	98
②連結純資産額(億円)	1,690	1,300	1,078	1,200
③連結純資産に占める割合(%) (①÷②)	18.9%	20.8%	9.9%	8.2%

政策保有上場株式の銘柄数および貸借対照表計上額



2 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 会長	清水 正	
代表取締役 社長執行役員	前田 一彦	人事部、キャリア・クリエーション・センター、安全保障貿易管理委員会 担当
取締役 専務執行役員	入澤 稔	硝子事業管理部、硝子繊維事業管理部、環境安全部、環境・安全推進委員会、サステナビリティ委員会 担当 [重要な兼職の状況] セントラル硝子プロダクツ(株) 代表取締役社長
取締役 常務執行役員	徳永 敦之	監査部、購買部、品質保証統括部、グループ品質コンプライアンス委員会 担当
取締役 常務執行役員	石井 章央	化成品技術企画部、知的財産部、基盤化学研究所、機能化学研究所、New-STEP研究所、化成品生産技術センター 担当
取締役 常務執行役員	赤松 佳則	素材化学品営業部、医療化学品営業部、化成品事業管理部、アグリ事業管理部 担当
取締役	西出 徹雄	
取締役	鯉沼 希朱	[重要な兼職の状況] 弁護士 あさひ法律事務所 パートナー
取締役	河田 正也	[重要な兼職の状況] 明治ホールディングス(株)社外取締役
常勤監査役	富岡 孝夫	
常勤監査役	村田 正徳	
監査役	西村 俊英	[重要な兼職の状況] 日本コンクリート工業(株)社外監査役
監査役	三箇山 俊文	[重要な兼職の状況] 加藤記念バイオサイエンス振興財団 理事長
監査役	後藤 昌子	[重要な兼職の状況] 後藤昌子公認会計士事務所 代表

- (注) 1. 取締役西出徹雄氏、同鯉沼希朱氏及び同河田正也氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役西村俊英氏、同三箇山俊文氏及び同後藤昌子氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役西出徹雄、同鯉沼希朱、同河田正也、監査役西村俊英、同三箇山俊文及び同後藤昌子の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
 4. 常勤監査役村田正徳氏、監査役西村俊英氏及び同後藤昌子氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 ・常勤監査役村田正徳氏は、当社の経営管理部門における長年の実務経験があります。
 ・監査役西村俊英氏は、上場企業の経営管理部門における長年の実務経験があります。
 ・監査役後藤昌子氏は、公認会計士の資格を有しております。
 5. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

退任時の地位	氏名	退任日	退任理由
代表取締役	宮内 徹	2023年6月29日	任期満了
取締役	久米 孝司	2023年6月29日	任期満了
取締役	巻 幡 良忠	2023年6月29日	任期満了
監査役	堀 正明	2023年6月29日	任期満了
監査役	河合 弘行	2023年6月29日	任期満了

【ご参考】

当社は執行役員制度を導入しており、2024年3月31日現在の執行役員(取締役兼務者を除く)は以下のとおりであります。

会社における地位	氏名	担当及び重要な役職
常務執行役員	七井 秀 寿	電子材料営業部 担当、基佳電子材料股份有限公司董事長、基佳電子材料商貿(上海)有限公司董事長、浙江中硝博瑞商貿有限公司董事長
常務執行役員	辻岡 章 一	エネルギー材料営業部 担当、ジェイセル株式会社代表理事、セントラルガラスチェコ代表取締役、浙江中硝康鵬化学有限公司董事長
常務執行役員	毛利 勇	化成品技術企画部、環境安全部、宇部工場、川崎工場、環境・安全推進委員会、サステナビリティ委員会 担当
常務執行役員	金井 哲 男	経営管理室、コーポレート・コミュニケーション部、法務部、経理部、情報システム部、独占禁止法遵守委員会、財務報告リスク評価委員会、コンプライアンス推進委員会、サステナビリティ委員会 担当
執行役員	川北 泰 三	セントラル硝子プロダクツ(株)常務取締役
執行役員	川瀬 将 昭	セントラル硝子プロダクツ(株)専務取締役
執行役員	瀬古 雅 裕	セントラル硝子プロダクツ(株)常務取締役
執行役員	岡村 真 一	硝子事業管理部長、セントラル硝子プロダクツ(株)常務取締役
執行役員	末 永 茂	川崎工場長
執行役員	成塚 智	基盤化学研究所長
執行役員	森野 讓	宇部工場長
執行役員	中島 正 人	情報システム部長
執行役員	一瀬 元 嗣	人事部長

(2)責任限定契約の内容の概要

社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び監査役とも会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役、執行役員(取締役兼務者を除く)、子会社の取締役及び監査役、関係会社及び出資先へ派遣された取締役及び監査役であります。

被保険者は、株主代表訴訟に関する保険料を負担しております。

当該保険契約により、株主や第三者等から損害賠償請求された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を填補することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該保険契約に免責額についての定めを設け、一定額に至らない損害については填補の対象としないこととしております。

(4)役員報酬の内容の決定に関する方針等

当社は2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議し、2023年5月11日開催の取締役会において、当該方針の改定を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役の個人別の金銭報酬の内容の決定にあたっては、取締役会から委任を受けた指名・報酬委員会が、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、報酬等の内容を決定しているため、取締役会は個別報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、当該事業年度における当社の役員報酬等の額の決定過程に関しましては、株主総会決議に基づく取締役及び監査役の報酬総額の上限をもとに取締役会の決議にて決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

基本方針

当社の取締役の報酬は、経営計画及び事業戦略を着実に遂行し、持続的な発展と中長期的な企業価値の増大に向けた経営を動機づける設計とし、報酬等の決定方針については、役位ごとの責任や経営への影響度を考慮し、指名・報酬委員会の答申を受け、取締役会が決定する。具体的には、取締役(社外取締役は除く)の報酬は、固定報酬(金銭)、業績連動報酬(金銭)及び業績連動株式報酬によって構成し、社外取締役の報酬は、業務執行の監督の職務の適正性を確保する観点から固定報酬のみで構成される。

なお、監査役の報酬は、固定報酬のみで構成され、監査役の協議により決定される。

①固定報酬の決定方針

固定報酬（監査役の固定報酬は除く）は、指名・報酬委員会において、外部専門機関による調査データ等に基づき、役位及び社長執行役員により提案された評価を基に、審議し、決定される。

②業績連動報酬の決定方針

業績連動報酬は、基本ベース額に達成度係数を乗じて決定されます。ここで用いられる基本ベース額は、役位及び社長執行役員により提案された評価を基に、指名・報酬委員会が審議し、確定される。また達成度係数は、連結経常利益及び株主還元総額（配当総額と自社株取得総額の合計）の目標値に対する当該事業年度（前年度）の達成度により算定される。

③業績連動株式報酬の決定方針

業績連動株式報酬は、株式交付規程に基づき、目標指標に対する達成度に応じて事業年度ごとにポイント（1ポイントが1株に相当）として付与され、原則として退任時に、蓄積されたポイントに応じ、株式及び金銭が交付される。尚、付与されるポイントは、役位ごとの基礎ポイントに対し、指標となる連結経常利益の目標値に対する当該事業年度の達成度により、決定される。

④報酬の種別ごとの割合の決定方針

取締役（社外取締役は除く）の種類別の報酬割合については、外部専門機関による調査データに基づき、指名・報酬委員会において検討を行います。なお、報酬の種類ごとの比率目安は、固定報酬：業績連動報酬：業績連動株式報酬＝65：28：7とする（基準となる業績を100%達成の場合）。

⑤報酬等を与える時期または条件の決定方針

固定報酬及び業績連動報酬のいずれも、定期同額の金銭報酬にて支給する。また、業績連動株式報酬は、原則として退任時に保有するポイントに応じて、株式と金銭にて支給する。

(5)取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		金銭報酬		業績連動 株式報酬	
		基本報酬	業績連動報酬		
取締役 (うち社外取締役)	320 (29)	187 (29)	117 (-)	16 (-)	12 (3)
監査役 (うち社外監査役)	61 (23)	61 (23)	- (-)	- (-)	7 (5)
合計	381	248	117	16	19

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第92回定時株主総会において月額3,600万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名です。
2. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第92回定時株主総会において月額1,000万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。
3. 上記とは別枠で、2023年6月29日開催の定時株主総会において、取締役(社外取締役は除く)に対する業績連動型株式報酬に関して、当初信託期間の約5年間に交付するために必要な当社株式の取得資金として拠出する金銭の上限を合計金200百万円と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役は除く)の員数は6名です。
4. 当事業年度末現在の取締役は9名(うち社外取締役は3名)、監査役は5名(うち社外監査役は3名)であります。上記の表には、当期末の末日までに退任した取締役3名及び監査役2名を含んでおります。
5. 業績連動株式報酬は、会計基準に従い、当事業年度において費用計上した金額です。従って、金銭として支給された報酬などではなく、また、金銭の支給が保証された報酬でもありません。
6. 業績連動報酬にかかる業績指標は、連結経常利益および株主還元総額(配当総額と自社株取得総額の合計。ただし、自社株取得については事業収益を源泉とした総還元性向達成のために実施する自社株取得額が対象。)の目標値に対する当該事業年度(前年度)の達成度であり、その実績は連結経常利益が19,637百万円(2022年度)、株主還元総額が3,389百万円/年(2022年度)であります。当該指標を選択した理由は、継続的な利益成長と株主還元を実現していくための指標として重視しているからであります。また当社の業績連動報酬は、役位別の基準額に対して業績達成度合いに応じて設定する係数を乗じて算定されております。
7. 取締役会は、個々の取締役の金銭報酬の額の決定を任意の諮問機関である指名・報酬委員会に委任しております。

(6)社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況、重要な兼職先と当社との関係及び独立性

氏名	役員区分	出席状況	主な活動状況及び社外取締役役期待される役割に関して行った職務の概要、重要な兼職先と当社との関係及び独立性
西出徹雄	社外取締役	取締役会 15回/15回 (100%)	<p>・主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要</p> <p>出席した取締役会においては、長年にわたる行政官、大学教授及び業界団体の運営に携わった幅広い経験、見識に基づき、取締役及び使用人等からの職務の執行状況についての報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会8回の全てに出席しており、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p> <p>・重要な兼職先と当社との関係及び独立性</p> <p>記載すべき事項はありません。</p>
鯉沼希朱	社外取締役	取締役会 15回/15回 (100%)	<p>・主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要</p> <p>出席した取締役会においては、長年にわたる弁護士として企業法務に関する豊富な経験、見識に基づき、取締役及び使用人等からの職務の執行状況についての報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会8回の全てに出席しており、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p> <p>・重要な兼職先と当社との関係及び独立性</p> <p>重要な兼職先は(1)取締役及び監査役の状況に記載のとおりであり、その他に記載すべき事項はありません。</p>
河田正也	社外取締役	取締役会 14回/15回 (93%)	<p>・主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要</p> <p>出席した取締役会においては、長年にわたる会社経営に携わった豊富な経験、見識に基づき、取締役及び使用人等からの職務の執行状況についての報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会8回の全てに出席しており、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p> <p>・重要な兼職先と当社との関係及び独立性</p> <p>重要な兼職先は(1)取締役及び監査役の状況に記載のとおりであり、その他に記載すべき事項はありません。</p>

氏名	役員区分	出席状況	主な活動状況、重要な兼職先と当社との関係及び独立性
西村俊英	社外監査役	取締役会 14回／15回 (93%) 監査役会 16回／17回 (94%)	<p>・主な活動状況</p> <p>出席した取締役会及び監査役会においては、長年にわたる会社経営に携わった豊富な経験、見識に基づき、取締役及び使用人等からの職務の執行状況についての報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。</p> <p>・重要な兼職先と当社との関係及び独立性</p> <p>重要な兼職先は(1)取締役及び監査役会の状況に記載のとおりであり、その他に記載すべき事項はありません。</p> <p>また、同氏は太平洋セメント株式会社の出身であり、当社と同社との間には取引関係がありますが、その取引金額は2023年度において当社売上原価の0.1%未満であることから、当社の売上原価に鑑みると、特別の利害関係を生じさせる重要性はなく同氏は独立性を有すると考えております。</p>
三箇山俊文	社外監査役	取締役会 12回／12回 (100%) 監査役会 13回／13回 (100%)	<p>・主な活動状況</p> <p>出席した取締役会及び監査役会においては、長年にわたる会社経営に携わった豊富な経験、見識に基づき、取締役及び使用人等からの職務の執行状況についての報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。</p> <p>・重要な兼職先と当社との関係及び独立性</p> <p>重要な兼職先は(1)取締役及び監査役会の状況に記載のとおりであり、その他に記載すべき事項はありません。</p>
後藤昌子	社外監査役	取締役会 12回／12回 (100%) 監査役会 13回／13回 (100%)	<p>・主な活動状況</p> <p>出席した取締役会及び監査役会においては、長年にわたり公認会計士として企業会計及び監査に携わってきた豊富な経験、見識に基づき、取締役及び使用人等からの職務の執行状況についての報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。</p> <p>・重要な兼職先と当社との関係及び独立性</p> <p>重要な兼職先は(1)取締役及び監査役会の状況に記載のとおりであり、その他に記載すべき事項はありません。</p>

(注) 1. 社外役員を選任するための当社からの独立性に関する基準は、以下の基準に抵触しない人物としております。

- (a) 当社を主要な取引先とする人物又はその業務執行者
 - (b) 当社の主要な取引先又はその業務執行者
 - (c) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント・会計専門家又は法律専門家
 - (d) 当社の主要株主又は主要株主の業務執行者
 - (e) 当社又はその子会社の業務執行者
 - (f) 当社又はその子会社の非業務執行取締役(社外監査役の場合)
2. 当社は、上記の全社外役員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 社外監査役三箇山俊文氏及び後藤昌子氏は、2023年6月29日開催の第109回定時株主総会において選任されましたため、出席すべき取締役会及び監査役会の開催回数が他の社外役員と異なります。

3 会計監査人の状況

(1)名称

八重洲監査法人

(2)報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	63百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	64百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等に対する監査役会の同意理由

「会計監査人の評価及び選定基準」に基づき、監査役会は、会計監査人の報酬等の適正性に関し、会計監査人から提示された監査方針・監査計画の内容及び前期との比較、職務遂行状況、前期の報酬等との比較、経理部門との意見交換などに基づき、当社グループの監査環境及び内部統制システムに対するリスク評価等を踏まえた適切な体制及び計画のもとで会計監査を遂行するのにふさわしい報酬であると判断いたしましたので、会計監査報酬に同意しております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 当社の重要な子会社のうち、一部の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者も含む)の監査を受けております。

(3)会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

4 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の最大化を目的とし、投資と資金調達の最適化を重視した資本構成を目標としており、利益配分については、企業体質の強化を図るため、研究開発や設備投資など将来の事業展開のための内部留保の充実を考慮しつつ、長期的視点に立って業績に見合った安定的な配当を行うことを基本方針としております。

株主様への利益還元につきましては、株主総還元性向に加えDOE(株主資本配当率)を指標として設定しております。

これにより、当事業年度の期末配当金は、1株につき101円50銭とさせていただきます。当事業年度の年間の配当金は、中間配当金57円50銭と合わせて1株当たり159円となります。

連結損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位:百万円)

連結計算書類

科目	金額	
売上高		160,339
売上原価		117,982
売上総利益		42,356
販売費及び一般管理費		27,829
営業利益		14,526
営業外収益		
受取利息	246	
受取配当金	1,115	
為替差益	834	
受取ロイヤリティ	657	
その他	878	3,731
営業外費用		
支払利息	353	
持分法による投資損失	296	
固定資産廃棄損	427	
棚卸資産廃棄損	211	
租税公課	260	
貸倒引当金繰入額	7	
その他	430	1,989
経常利益		16,269
特別利益		
固定資産売却益	59	
投資有価証券売却益	3,185	
事業譲渡益	70	3,314
特別損失		
固定資産売却損	1	
減損損失	2,912	
関係会社清算損	115	3,030
税金等調整前当期純利益		16,553
法人税、住民税及び事業税	2,868	
法人税等調整額	351	3,219
当期純利益		13,333
非支配株主に帰属する当期純利益		855
親会社株主に帰属する当期純利益		12,478

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	18,168	8,109	127,977	△ 60,781	93,474
当期変動額					
剰余金の配当			△ 3,372		△ 3,372
親会社株主に帰属する 当期純利益			12,478		12,478
連結範囲の変動			311		311
自己株式の取得				△ 2	△ 2
自己株式の消却			△ 56,774	56,774	-
自己株式の処分			△ 176	177	0
株式交付信託による 自己株式の処分				2	2
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	-	△ 47,534	56,951	9,417
当期末残高	18,168	8,109	80,443	△ 3,829	102,891

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	5,832	34	3,609	532	10,008	4,378	107,861
当期変動額							
剰余金の配当							△ 3,372
親会社株主に帰属する 当期純利益							12,478
連結範囲の変動		△ 7	△ 2		△ 9	132	435
自己株式の取得							△ 2
自己株式の消却							-
自己株式の処分							0
株式交付信託による 自己株式の処分							2
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△ 151	△ 6	1,936	246	2,025	622	2,648
当期変動額合計	△ 151	△ 13	1,934	246	2,015	755	12,188
当期末残高	5,680	21	5,543	778	12,024	5,134	120,050

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	67,649	流動負債	34,442
現金及び預金	8,854	支払手形	267
受取手形	1,434	買掛金	4,841
売掛金	18,510	短期借入金	22,631
商品及び製品	13,612	未払金	1,881
仕掛品	1,479	未払費用	2,276
原材料及び貯蔵品	10,481	契約負債	49
前払費用	178	未払法人税等	926
短期貸付金	8,741	預り金	753
未収入金	4,299	賞与引当金	602
その他	56	事業構造改善引当金	105
貸倒引当金	△0	その他	109
固定資産	96,017	固定負債	45,412
有形固定資産	39,534	社債	23,000
建物	26,700	長期借入金	18,720
減価償却累計額	△ 19,143	退職給付引当金	3,491
建物(純額)	7,557	役員株式交付引当金	27
構築物	15,590	従業員株式交付引当金	144
減価償却累計額	△ 11,654	その他	28
構築物(純額)	3,935	負債合計	79,855
機械及び装置	75,824	純資産の部	
減価償却累計額	△ 66,630	株主資本	78,146
機械及び装置(純額)	9,194	資本金	18,168
車両運搬具	152	資本剰余金	8,075
減価償却累計額	△ 136	資本準備金	8,075
車両運搬具(純額)	16	利益剰余金	55,698
工具、器具及び備品	15,009	利益準備金	2,430
減価償却累計額	△ 11,831	その他利益剰余金	53,268
工具、器具及び備品(純額)	3,177	固定資産圧縮積立金	620
土地	14,395	別途積立金	40,850
建設仮勘定	1,258	繰越利益剰余金	11,798
無形固定資産	474	自己株式	△ 3,796
ソフトウェア	415	評価・換算差額等	5,665
その他	58	その他有価証券評価差額金	5,665
投資その他の資産	56,008	純資産合計	83,812
投資有価証券	9,864	負債純資産合計	163,667
関係会社株式	37,222		
長期貸付金	155		
長期前払費用	109		
繰延税金資産	6,294		
その他	2,406		
貸倒引当金	△ 44		
資産合計	163,667		

損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位:百万円)

科目	金額	
売上高		52,205
売上原価		33,154
売上総利益		19,051
販売費及び一般管理費		13,330
営業利益		5,721
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	2,605	
その他	2,908	5,513
営業外費用		
支払利息	389	
その他	581	971
経常利益		10,264
特別利益		
投資有価証券売却益	3,142	3,142
特別損失		
減損損失	1,533	
関係会社株式評価損	184	
関係会社清算損	115	1,833
税引前当期純利益		11,573
法人税、住民税及び事業税	843	
法人税等調整額	△ 81	761
当期純利益		10,812

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本									
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金						自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計		
				特別償却 積立金	固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	18,168	8,075	2,430	285	1,008	62,850	38,640	105,214	△ 60,748	70,710
当期変動額										
特別償却積立金の取崩				△ 285			285	—		—
固定資産圧縮積立金の取崩					△ 388		388	—		—
別途積立金の取崩						△ 22,000	22,000	—		—
剰余金の配当							△ 3,376	△ 3,376		△ 3,376
当期純利益							10,812	10,812		10,812
自己株式の取得									△ 2	△ 2
自己株式の消却							△ 56,774	△ 56,774	56,774	—
自己株式の処分							△ 176	△ 176	177	0
株式交付信託による 自己株式の処分									2	2
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)										
当期変動額合計	—	—	—	△ 285	△ 388	△ 22,000	△ 26,842	△ 49,516	56,951	7,435
当期末残高	18,168	8,075	2,430	—	620	40,850	11,798	55,698	△ 3,796	78,146

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	5,824	34	5,859	76,569
当期変動額				
特別償却積立金の取崩				—
固定資産圧縮積立金の取崩				—
別途積立金の取崩				—
剰余金の配当				△ 3,376
当期純利益				10,812
自己株式の取得				△ 2
自己株式の消却				—
自己株式の処分				0
株式交付信託による 自己株式の処分				2
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△ 158	△ 34	△ 193	△ 193
当期変動額合計	△ 158	△ 34	△ 193	7,242
当期末残高	5,665	—	5,665	83,812

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

セントラル硝子株式会社
取締役会 御中

八重洲監査法人
東京都千代田区
代表社員 公認会計士 齋藤 勉
業務執行社員
代表社員 公認会計士 渡邊 考志
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 西山 香織

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セントラル硝子株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セントラル硝子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

セントラル硝子株式会社
取締役会 御中

八重洲監査法人
東京都千代田区
代表社員 公認会計士 齋藤 勉
業務執行社員
代表社員 公認会計士 渡邊 考志
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 西山 香織

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セントラル硝子株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第110期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第110期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月23日

セントラル硝子株式会社 監査役会

常勤監査役 富岡 孝夫 ㊟
常勤監査役 村田 正徳 ㊟
社外監査役 西村 俊英 ㊟
社外監査役 三箇山 俊文 ㊟
社外監査役 後藤 昌子 ㊟

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月下旬
基準日	定時株主総会の議決権：毎年3月31日 期末配当：毎年3月31日 中間配当：毎年9月30日
公告方法	電子公告の方法により行います。 但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
特別口座の 口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先 (電話照会先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話0120-782-031 (フリーダイヤル) 取次事務は三井住友信託銀行株式会社の本店及び全国各支店で行っております。

○住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について

株主様の口座のある証券会社にお申出ください。

なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

○未払配当金の支払について

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

